

申請方法／利用証の交付対象者・有効期間

申請方法

● 窓口での申請（利用証は、原則、即時交付します。）

申請受付窓口：市町村（お住いの市町村窓口に申請してください。住所地以外の窓口では受付できません。）

県内 10 カ所の保健福祉事務所

※申請窓口は長野県ホームページでご確認ください。

持参するもの：身体障害者手帳等の障がい等の状況がわかる書類（必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載しています。）

代理人の申請：代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証を持参してください。

● 郵送による申請（利用証の発送は、申請書ご提出後、1～2 週間程度かかる場合があります。）

申請書の郵送先：県庁地域福祉課（下記）へ郵送してください。

郵送する書類等：① 交付申請書（長野県ホームページからダウンロードしてください。）

② 障がい等の状況がわかる書類の写し（必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載しています。）

③ 返信用の 140 円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封してください。）

利用証の交付対象者・有効期間

区分				交付基準		有効期間
1 身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳	4 級以上の者	発行の日から5年以内
	聴覚障がい				3 級以上の者	
	ろうあ				3 級以上の者	
	平衡機能障がい				5 級以上の者	
	肢体不自由	上肢			2 級以上の者	
		下肢			6 級以上の者	
		体幹			5 級以上の者	
		脳原性	上肢機能		2 級以上の者	
	移動機能		6 級以上の者			
	心臓機能障がい				4 級以上の者	
	腎臓機能障がい				4 級以上の者	
	呼吸器機能障がい				4 級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい				4 級以上の者	
	小腸機能障がい				4 級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				4 級以上の者	
肝臓機能障がい			4 級以上の者			
2 知的障がい者				療育手帳所持者で障害程度欄がA 1、A 2 の者		
3 精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳が1 級の者		
4 発達障がい者				歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者		
5 難病患者				特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者		
6 高齢者				介護保険の要介護状態区分が要介護1 以上の者		
7 妊産婦				母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る		
8 その他けが人または病気等の者				けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		